

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年12月2日付け厚生労働省発食安第1202002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	24.1	幼小児（1～6歳）	38.9	妊婦	16.5	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI / ADI(%)										
国民平均	24.1										
幼小児（1～6歳）	38.9										
妊婦	16.5										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

シロマジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.3
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	○ 3	1
えんどう	●	1
そら豆	○ 3	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	○ 3	1
ばれいしよ	○ 0.8	0.5
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.3
だいこん類の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.05
クレソン	● 7.0	10
はくさい	●	3
キャベツ	○ 10	5
芽キャベツ	○ 10	5
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 10	5
チンゲンサイ	● 3	5
カリフラワー	○ 10	5
ブロッコリー	○ 1	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 10	10
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 3	0.5
チコリ	○ 7.0	4
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぎく	○ 10	10
レタス	● 4	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 7	7

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	● 0.1	2
ねぎ	○ 3	2
にんにく	●	0.1
にら	●	0.02
アスパラガス	●	3
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ⁷	●	2
にんじん	●	1
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 7.0	5
セロリ	○ 5	5
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	○ 7.0	4
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 1	1
きゅうり	○ 2	0.2
かぼちや	○ 2	1
しろり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 0.5	0.2
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 1	1
ほうれんそう	○ 7	7
たけのこ	●	0.02
オクラ	○ 1	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 7	5
しいたけ	● 1	5
その他のきのこ類 ¹¹	● 1	5
その他の野菜 ¹²	● 1	4
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハuckleベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.5	0.3
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 ¹⁵	○ 1	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.08
なたね	●	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	○ 7.0	4
その他のハーブ ¹⁹	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.3	0.05
豚の筋肉	○ 0.3	0.05
羊の筋肉	○ 0.3	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ (羊を除く。)の筋肉	○ 0.3	0.1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.4	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.05
豚の肝臓	○ 0.3	0.05
羊の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.1
豚の腎臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.05
豚の食用部分	○ 0.3	0.05
羊の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 0.3	0.1
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.08
鶏の腎臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.08
鶏の食用部分	○ 0.1	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.08
鶏の卵	○ 0.3	0.20
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.2

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

参考

- ・シロマジンの羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分として1つの残留基準値としてまとめられる。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフォペラゾン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	乳牛における臨床型乳房炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフォペラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1242号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウム										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第20号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年2月9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年4月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))」のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.5	幼小児(1～6歳)	6.6	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	1.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.5										
幼小児(1～6歳)	6.6										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	1.5										
施策の実効性確保措置	平成21年4月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

別紙

グリチルリチン酸(乳房炎注入剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	1	
牛の脂肪	1	
牛の肝臓	3	
牛の腎臓	4	
牛の食用部分	2	
乳	1	

脚注

表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年4月20日付け18消安第14995号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第21号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年 3月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 3月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成21年 4月28日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の肝疾患用剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第216号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年 3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については、平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	12.3	幼小児（1～6歳）	20.9	妊婦	10.2	高齢者（65歳以上）	12.3
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	12.3										
幼小児（1～6歳）	20.9										
妊婦	10.2										
高齢者（65歳以上）	12.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

イプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2	2
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	● 0.03	0.1
おうとう	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	●	0.1

イソプロチオラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1
その他のスパイス ²³	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

18.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年3月13日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 （平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	黄体を退行させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチプロストントロメタミンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第535号) (一部改正：平成21年1月15日府食第43号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年7月28日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アミトラズの一摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月17日府食第482号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	30.1	幼小児（1～6歳）	74.9	妊婦	31.0	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI/ADI(%)										
国民平均	30.1										
幼小児（1～6歳）	74.9										
妊婦	31.0										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙1

アミトラズ(殺虫剤/外部寄生虫用剤及びミツバチ寄生ダニの駆除)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしよ	●	0.05
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	○ 0.9	0.5
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり	○ 0.9	0.5
かぼちや	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	●	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ	○ 0.9	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.9	0.5

アミラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹		現行基準
	(改正後)		(改正前)
	ppm		ppm
りんご	○	0.9	0.5
日本なし	○	0.9	0.5
西洋なし	○	0.9	0.5
マルメロ	○	0.9	0.5
びわ	○	0.9	0.5
もも	○	0.9	0.5
ネクタリン	○	0.9	0.2
あんず	○	0.9	0.2
すもも	○	0.9	0.2
うめ	○	0.9	0.3
おうとう	○	0.9	0.5
いちご	●		0.2
ラズベリー	●		0.2
ブラックベリー	●		0.2
ブルーベリー	●		0.2
クランベリー	●		0.2
ハックルベリー	●		0.2
その他のベリー類果実 ¹⁴	●		0.2
ぶどう	●		0.05
かき	●		0.05
バナナ	●		0.05
キウイ	●		0.05
パパイヤ	●		0.2
アボカド	●		0.2
パイナップル	●		0.05
グアバ	●		0.2
マンゴー	●		0.2
パッションフルーツ	●		0.2
なつめやし	●		0.2
その他の果実 ¹⁵	●		0.2
ひまわりの種子	●		0.2
ごまの種子	●		0.05
べにばなの種子	●		0.2
綿実	○	0.9	0.5
なたね	●		0.2
その他のオイルシード ¹⁶	●		0.2
ぎんなん	●		0.2
くり	●		0.05
ペカン	●		0.2
アーモンド	●		0.2
くるみ	●		0.2
その他のナッツ類 ¹⁷	●		0.2

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
ホップ	●	40
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	0.5
その他のハーブ ¹⁹	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.09	0.05
豚の筋肉	○ 0.09	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4
牛の肝臓	○ 0.4	0.2
豚の肝臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.04
その他の家きんの肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
その他の家きんの腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.04
その他の家きんの食用部分	●	0.04
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
はちみつ	○ 0.2	0.2
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.09	0.05

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月9日府食第768号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年 9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第536号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パロモマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第537号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	一日摂取量を30 μ g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第538号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、他のペニシリン類の評価状況を注視しつつ残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申										
施策の概要等	<p>平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.4	幼小児（1～6歳）	10.9	妊婦	4.2	高齢者（65歳以上）	4.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.4										
幼小児（1～6歳）	10.9										
妊婦	4.2										
高齢者（65歳以上）	4.9										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続18上)

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小豆類	● 0.3	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らつかせい	●	0.5
その他の豆類 ³	●	0.5
トマト	●	0.1
なす	○ 0.5	0.5
きゅうり	● 0.3	0.5
かぼちや	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	○ 0.2	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	● 0.2	0.5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	1
りんご	● 0.5	2
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	○ 0.2	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず	● 0.1	1
すもも	● 0.5	1
うめ	● 0.1	1
おうとう	○ 1	1
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	1
ぶどう	● 0.5	1
かき	●	0.5

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.3	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	● 0.5	1
綿実	○ 0.2	0.1
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.01	0.01
茶	● 10	15
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.05	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.05	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>（平成17年11月24日府食第1141号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノロン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 <評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄> なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 （平成17年7月14日府食第692号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17上)